

「運搬費及び準備費の設計変更」 試行要領

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分「ほ場整備工事」を対象とする。

3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1680 号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における以下の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 算定基準 別表 1 「運搬費の共通仮設費率の対象項目の 1（1）、（3）、（4）、（5）」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準 別表 1 「準備費の共通仮設費率の対象項目の 3（1）及び（2）」のうち『伐開・除根・除草費』

4 主な契約変更手続

- (1) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を別紙により受注者に提示する。
- (2) 受注者は、(1) により発注者から示された別紙の割合を参考にして、実績変更対象経費を算出する。
算出された積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式 1」という。）を作成するとともに、様式 1 に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書、作業日報、工程表、写真及び監督員が必要とした書類等）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、受注者から協議のあった、共通仮設費の費目について、別紙の割合から「運搬費及び準備費にかかる共通仮設費（率分）」に占める金額を算出する。
算出された金額を共通仮設費（率分）から控除する。
受注者から提出のあった、「様式 1 に記載された合計金額」のうち「(3) の証明書類において妥当性が確認できた費用」について設計変更で計上するものとする。
- (5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

(7) 本取扱いについては、別添の記載例を参考として、特別仕様書に記載するものとする。

5 実績変更対象経費の割合

上記4(1)に示す「割合」については、別紙のとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年8月15日以降の決裁に係る工事から適用する。

工事番号 _____

工事名 _____

受注者 _____

実績変更対象経費に関する内訳書

費目		費用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
			・質量 20 t 未満の建設機 械の搬入搬出に要する費 用	
			・建設機械の自走による 運搬に要する費用	
			・建設機械などの日々回 送に要する費用	
			・建設機械の現場内小運 搬に要する費用	
	準備費	伐開・除 根・除 草費	準備作業に伴う伐開、除根、 除草作業に要する費用	
・ブルドーザ、レーキド ーザ、バックホウ等によ る雑木や小さな樹木、竹 などを除去する伐開に要 する費用（チェーンソー 等による伐採作業を除 く）				
・除根、除草、整地、段 切り、すりつけ等に要す る費用（伐開、除根及び 除草は、現場内の集積・ 積込み作業を含む）				
合 計				

※計上額を証明する書類を添付する

< 特別仕様書記載例 >

項 目	内 容
<p>第〇章 その他</p> <p>○. 共通仮設費率分の適切な設計変更について</p>	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の以下に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p> 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を別紙により受注者に提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された別紙の割合を参考にして、実績変更対象経費を算出する。</p> <p> 算出された積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式1」という。）を作成するとともに、様式1に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書、作業日報、工程表、写真及び監督員が必要とした書類等）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、受注者から協議のあった、共通仮設費の費目について、別紙の割合から「運搬費及び準備費にかかる共通仮設費（率分）」に占める金額を算出する。</p> <p> 算出された額を共通仮設費（率分）から控除する。</p> <p> 受注者から提出のあった、「様式1に記載された合計金額」のうち「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」について設計変更で計上するものとする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>

○実績変更対象経費の割合

令和3年度積算基準からの適用

費目	工種区分	ほ場整備工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		19.55%
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		2.39%

※共通仮設費率及び共通仮設費率の補正を用い算定した共通仮設費(率分)を100%とした場合の割合

フロー図

< 参考資料 >

